

いきいき農村基盤整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、農村地域において、国庫補助事業の対象とならない小規模な地区について、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行い、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に資する、いきいき農村基盤整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、いきいき農村基盤整備事業とは、別表の事業種類の欄に規定する事業を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1地区当たりの受益者が農業者2者以上であること。
- (2) 1地区当たりの事業費の合計額が別表の事業費の欄に規定する額の範囲内であること。

2 平地地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に定める対象地域以外の地域）において事業を実施するときは、前項(1)及び(2)に該当する他、次の要件のいずれかに該当すること。ただし、別表の事業(11)、(12)及び(13)を実施する場合を除く。

- (1) 農地の高度化利用（高収益作物の導入等）を図ること。
- (2) 農地中間管理機構又は地域計画に位置付けられた担い手への農地集積の推進を図ること。

3 別表の事業(11)及び(12)を実施するときは、第1項(1)及び(2)に該当する他、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号及び第2号に規定する農地又は農業委員会がこれに相当すると認めた農地であること。
- (2) 事業完了後、5年以上耕作することが確実な農地であること。

(事業の実施区域)

第3 事業を実施することができる区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）とする。

(事業実施主体)

第4 事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会
- (3) 農地中間管理機構
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (5) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）（以下「多面的実施要綱」という。）別紙5に規定する広域活動組織及び別紙6に規定する活動組織（以下「多面的活動組織」という。）

（事業の採択の申請等）

- 第5 事業の採択の申請（以下「採択申請」という。）をしようとする者は、広域振興局長（以下「局長」という。）が別に定める期日までに、事業採択申請書（様式第2号）及び局長が必要と認めた書類に地区ごとに作成したいきいき農村基盤整備計画（様式第1号）（以下「整備計画」という。）を添付し、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定により採択申請があったときは、提出された書類の審査を行い、農村建設課総括課長（以下「課長」という。）と協議の上、採択すべきものと認めたときは、採択申請を行った者に事業採択通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 農地所有適格法人が事業実施主体となる場合は、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び局長による経営状況の調査報告（参考様式第1号）を添付し、課長と協議するものとする。
- 4 多面的活動組織のうち、広域活動組織が事業実施主体となる場合は、多面的実施要綱別紙5第4に規定する協定書及び運営委員会規則の写しを添付し、また、活動組織が事業実施主体となる場合は、多面的実施要綱別紙6第3に規定する規約の写しを添付し、課長と協議するものとする。

（事業の変更）

- 第6 事業実施主体は、第5第2項の規定により採択された事業（以下「採択事業」という。）について、知事が別に定める重要な変更をする場合には、あらかじめ、事業変更申請書（様式第4号）及び局長が必要と認める書類に変更後の整備計画を添付して局長に提出し、局長の承認を受けなければならない。
- 2 局長は、前項の規定により承認の申請があったときは、提出された書類の審査を行い、課長と協議の上、承認すべきものと認めたときは、承認を決定し、事業実施主体に事業変更承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（事業の達成状況の報告）

- 第7 事業実施主体は、採択事業の完了後、速やかに、採択事業の達成状況について事業達成状況報告書（様式第6号）により、局長に報告しなければならない。

（事業の成果の報告）

- 第8 事業実施主体は、採択事業の完了後5年間、採択事業の成果について、毎年3月末日までに事業成果報告書（様式第7号）及び局長が必要と認める書類により局長に報告しなければならない。（ただし、別表の事業(13)を実施する場合を除く。）この場合において、事業実施主体は、営農が継続されていない等、採択事業の成果が発揮されていないと認められる場合は、対応策を併せて局長に報告しなければならない。
- 2 局長は、必要と認められる場合は、事業実施主体に対し、事業完了後5年を経過した後であっても事業の成果について報告を求めることができるものとする。

（定額補助の積算）

- 第9 別表の定額補助に掲げる事業に係る補助額は、当該事業に係る受益面積（施工対象の耕地面積をいう。）又は施工延長に補助単価を乗じて得た額又は当該事業に係る事業費のいずれか低い額の合計額以内の額とする。

(その他)

第10 事業実施主体は、採択事業の実施に当たっては、水土里情報システム等の利活用を図ることにより、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2 事業実施主体は、工事の請負契約を原則として一般競争入札又は複数の業者による競争見積等に付するものとする。

また、事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

3 局長は、事業実施主体に対し、採択事業の適正かつ円滑な推進のために必要な技術的な助言等を行うものとする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、いきいき農村基盤整備事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	事業種類	事業内容	工種	補助単価	事業費
定額 補助	(1) 田の区画 拡大（水路 の変更を 伴わない もの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	高低差 10cm 超 表土扱い有り	25.0 万円/10 a	50 万円以上 200 万円未満 の範囲内
			高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23.5 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い無し	6.0 万円/10 a	
			畦畔除去のみ	3.5 万円/100m	
			緩傾斜化	10.5 万円/10 a	
	(2) 田の区画 拡大（水路 の変更を 伴うもの）	水路の変更（管水路化等） を伴って行う畦畔除去、 均平作業等による区画拡大	高低差 10cm 超 表土扱い有り	42.0 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い有り	40.0 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い無し	22.5 万円/10 a	
	(3) 畑の区画 拡大（水路 の変更を 伴わない もの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	高低差 10cm 超 表土扱い有り	25.0 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23.5 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い無し	6.0 万円/10 a	
			畦畔除去のみ	3.5 万円/100m	
			緩傾斜化	10.5 万円/10 a	
	(4) 畑の区画 拡大（水路 の変更を 伴うもの）	水路の変更（管水路化等） を伴って行う畦畔除去、 勾配修正等による区画拡大	高低差 10cm 超 表土扱い有り	42.0 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い有り	40.0 万円/10 a	
			高低差 10cm 以下 表土扱い無し	22.5 万円/10 a	
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔 が 10m 以下の暗渠排水の 新設	バックホウ工法 表土扱い有り	19.0 万円/10 a	
			バックホウ工法 表土扱い無し	17.0 万円/10 a	
			トレンチャ工法 表土扱い無し	12.0 万円/10 a	
			掘削同時埋設工法 表土扱い無し	10.5 万円/10 a	
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管 等の新設	表土扱い有り	20.5 万円/100m	
			表土扱い無し	18.5 万円/100m	
	(7) 末端畑地 かんがい 施設	末端畑地かんがい施設の 新設、廃止又は変更	樹園地	29.0 万円/10 a	
	(8) 末端畑地 かんがい 施設	末端畑地かんがい施設の 新設、廃止又は変更	樹園地以外の畑地	18.5 万円/10 a	
	(9) 客土の搬 入及び整 地	耕土深 15cm 以下の農用地 を対象に、層厚 10cm 以上 の客土	客土	26.0 万円/10 a	
	(10) 石礫の除 去	30mm 以上の石礫を 5 % 以 上含む農用地を対象に、 深度 30cm 以上の除礫	除礫	23.5 万円/10 a	

	(11) 耕作放棄防止（発生防止）	農地の障害物除去、整地	発生防止	2.5 万円/10 a	200 万円未満
	(12) 耕作放棄防止（土壌改良）	障害物除去等がなされた農地における土壌改良	土壌改良	3.0 万円/10 a	
	(13) スマート農業普及啓発・試行支援	先進的省力化技術導入、水利用高度化の推進等に関する調査・調整等	研修費	20.0 万円/地区	
			自動給水栓等 ^{レンタル}	60.0 万円/地区	
定率補助	(14) 暗渠 ^{きょ} 排水	暗渠 ^{きょ} の新設又は変更	—	—	100 万円以上 200 万円未満 の範囲内
	(15) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更	—	—	
	(16) 農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（地下かんがいシステムを含む）	—	—	
	(17) 土層改良	客土、混層耕、除 ^{れき} 礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石 ^{れき} 礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入	—	—	
	(18) スマート農業導入支援	先進的営農技術の実装			
		法面緩傾斜化、ターン農道等	—	—	
		自動給水栓、及びロボット草刈機等の新設、更新	—	—	
	(19) 特認事業	知事が特に必要と認めるもの（別途協議のこと）	—	—	

様式第1号（第5、第6、第7及び第8関係）

いきいき農村基盤整備計画（事業達成状況報告・事業成果報告）

地区名		事業実施主体	関係市町村名	地域振興法指定地域等					
「農業・農村の維持・発展」に向けた取組方針									
事業実施期間									
基盤整備の概要		(受益面積) ha	(受益者数) 人	(工種)					
基 盤 整 備 の 計 画									
区分	事業種類	事業の概要 (ha、m)	工種	事業費 (千円)	年度計画				
					R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
定額補助	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)								
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)								
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)								
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)								
	(5) 暗渠排水								
	(6) 湧水処理								
	(7) 末端畑地かんがい施設 (施行場所が樹園地に限る)								
	(8) 末端畑地かんがい施設 (樹園地を除く)								
	(9) 客土の搬入及び整地								
	(10) 石礫の除去								
	(11) 耕作放棄防止（発生防止）								
	(12) 耕作放棄防止（土壌改良）								
	(13) スマート農業普及啓発・試行支援								
定率補助	(14) 暗渠排水								
	(15) 農作業道等								
	(16) 農業用排水施設								
	(17) 土層改良								
	(18) スマート農業導入支援								
	(19) 特認事業								
合計									
費用負担の方法									
予定管理者・管理方法									
農地の高度化利用計画 (平地地域の場合)									
農地集積の計画 (平地地域の場合)									
その他必要な事項									

- 注:1) いきいき農村基盤整備事業計画には、施工位置、受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面、現況写真及び受益者を確認できる資料を添付すること。（別表の事業(13)スマート農業普及啓発・試行支援の先進地研修を実施する場合を除く。）
- 2) 事業達成状況報告には、様式1 添付資料1を添付すること。（別表の事業(13)スマート農業普及啓発・試行支援の先進地研修を実施する場合を除く。）
- 3) 事業成果報告には、様式1 添付資料6を添付すること。（別表の事業(13)スマート農業普及啓発・試行支援を実施する場合を除く。）
- 4) 別表の事業(9)客土、別表の事業(10)石礫^{れき}除去を行う際には、様式1 添付資料3を事業計画と事業達成状況報告に添付すること。
- 5) 別表の事業(13)スマート農業普及啓発・試行支援の先進地研修を行う際には、様式1 添付資料4を事業計画と事業達成状況報告に添付すること。
- 6) 別表の事業(13)スマート農業普及啓発・試行支援のスマート農業機器レンタル、及び(18)スマート農業導入支援（ただし、法面緩傾斜化、ターン農道等を除く。）を行う際には、様式1 添付資料5を事業計画と事業達成状況報告に添付すること。
- 7) いきいき農村基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更前後が容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 8) 整備した農地を集積する場合は、その内容を記載すること。
- 9) 平地地域で実施する場合は、農地の高度化利用計画（高収益作物の導入等）又は農地集積の計画のいずれかについて、計画概要を記載すること。
- 10) その他必要な事項には、各市町村で策定しているふるさと振興総合戦略や地域計画との関わりを記載すること。
- 11) 様式第2号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号に添付すること。

様式第 1 号添付資料 1

【事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
＜実施前＞（事業導入の必要性が伝わる鮮明な写真）
＜施工状況＞
＜完了後＞

様式第 1 号添付資料 2

【事業達成状況報告】

事業種類	工種	事業費（千円）		
		定額補助単価	受益（施工）面積 又は施工延長 （ha、m）	定額又は 定率補助額 （千円）
(1) 田の区画拡大(水路の 変更を伴わないもの)		万円／10a (千円／ha)		
(2) 田の区画拡大（水路の 変更を伴うもの）		万円／10a (千円／ha)		
(3) 畑の区画拡大(水路の 変更を伴わないもの)		万円／10a (千円／ha)		
(4) 畑の区画拡大(水路の 変更を伴うもの)		万円／10a (千円／ha)		
(5) 暗渠排水 ^{きよ}		万円／10a (千円／ha)		
(6) 湧水処理		万円／100m (千円／100m)		
(7) 末端畑地かんがい施設 の整備（施行場所が樹園 地に限る）		万円／10a (千円／ha)		
(8) 末端畑地かんがい施設 の整備（樹園地を除く）		万円／10a (千円／ha)		
(9) 客土の搬入及び整地		万円／10a (千円／ha)		
(10) 石礫の除去 ^{れき}		万円／10a (千円／ha)		
(11) 耕作放棄防止 （発生防止）		2.5 万円／10a (250 千円／ha)		
(12) 耕作放棄防止 （土壌改良）		3 万円／10a (300 千円／ha)		
(13) スマート農業普及啓発・ 試行支援		万円／地区 (千円／地区)		

【事業達成状況報告】（続き）

事業種類	事業内容	事業費（千円）		
		定額補助単価	受益（施工）面積 又は施工延長 (ha、m、各単位)	定額又は 定率補助額 (千円)
(14) 暗渠排水 ^{きよ}				
(15) 農作業道等				
(16) 農業用排水施設				
(17) 土層改良				
(18) スマート農業導入支援				
(19) 特認事業				
合計				

※ 受益面積のうち1 a 未満の面積及び施工延長のうち1 m未満の部分を切り捨てるものとする。

※ 暗渠排水^{きよ}に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管^{きよ}）の間隔（L）が10m以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。

$$\text{補助額} = A \times 10 / L \times \text{補助単価}$$

様式第 1 号添付資料 3

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客土の搬入・整地

耕土深		面積	総客土量	搬出先	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 石^{れき}の除去

30mm 以上の ^{れき} 礫含有率		除 ^{れき} 礫 施工深	面積	総除 ^{れき} 礫量	(計画) 耕土深	使用 機械	処理 方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び^{れき}礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

2) 総客土量及び総除^{れき}礫量について、実施結果が確認できるよう、写真等を整理し添付すること。

3) 土層改良計画の変更及び実施結果の報告は、変更前後が容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 1 号添付資料 4

【スマート農業普及啓発・試行支援 先進地研修計画（事業達成状況報告）】

実施日時
研修場所
研修目的及び内容
費用内訳
実施状況写真
研修成果 （記載例） ・自動給水栓による水管理労力の省力化について、先進地研修を行うことにより、地域への導入の機運が高まり、来年度以降、〇〇事業等の活用による導入を検討。

様式第 1 号添付資料 5

【スマート農業普及啓発・試行支援 スマート農業機器レンタル計画（事業達成状況報告）】

【スマート農業導入支援計画（事業達成状況報告）】（ただし、法面緩傾斜化、ターン農道等を除く。）

事業内容	スマート農業普及啓発・試行支援	スマート農業導入支援
農業機器名		
事業目的		
管理体制		
費用内訳		
実施状況写真		
事業成果 (記載例)	・自動給水栓をレンタルで利用し、水管理に要する作業時間の短縮を実感。今後、〇〇事業等により導入を検討。 ・ロボット草刈機の導入により、〇時間/10a 作業時間が短縮。 ・取水工に遠隔監視カメラを設置することにより、見回りに係る時間が〇時間/回 短縮。	

【事業成果報告】

区分	事業種類	事業実施面積（受益面積）（ha）						
			作付面積				非営農面積	
			作目①	作目②	作目③	作目④		
定額補助								
定率補助								
計								

区分	事業種類	事業実施面積（受益面積）(ha)			
		中心経営体等の経営面積	うち機構事業による転貸面積	自作面積	
				自作面積	小作面積
定額補助					
定率補助					
計					

営農状況写真（代表的な同一箇所）
＜作付状況、営農状況＞（事業効果が伝わる鮮明な写真）

作業短縮時間や収量の増など、定量的な事業効果について記載すること。

特徴的な取組のほか、事業成果が発揮されていない場合は、今後の対応策を記載すること。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

事業採択申請書

別紙の地区について、いきいき農村基盤整備事業を実施したいので、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 5 の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

（別紙）

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

市町村長 様
（ 名 称
代表者 氏 名 ）

広域振興局長

事業採択通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった次の地区について、事業採択したので通知する。
ただし、事業費に対する補助については、予算の範囲内で行うものとする。

記

1 採択地区

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

事業変更申請書

別紙の地区について、いきいき農村基盤整備事業を変更したいので、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 6 の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

（別紙）

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

市町村長 様
（ 名 称
代表者 氏 名 ）

広域振興局長

事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった事業の変更について、承認したので通知する。
ただし、事業費に対する補助については、予算の範囲内で行うものとする。

記

1 事業変更地区

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

事業達成状況報告書

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

別紙の地区について、いきいき農村基盤整備事業を完了したので、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 7 の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

（別紙）

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

事業成果報告書

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

別紙の地区について、いきいき農村基盤整備事業の事業成果について、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 8 の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

(別紙)

地区名	事業概要

第 号
年 月 日

農地所有適格法人 経営状況評価報告書

農村建設課総括課長 様

広域振興局長

いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 5 の 3 の規定により、次のとおり農地所有適格法人の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

地区名	所在地	受益面積	事業費	備考
		ha	千円	

2 農地所有適格法人の概要

農地所有適格法人名 （法人形態）		農地所有適格法人に なった日		認定農業者に なった日		経営所得安定対策加 入経営体になった日	
（ ）							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数	
田：			ha	kg			
ha	ha		ha	kg			
畑：			ha	kg			
ha	ha		ha	kg			
その他：							
ha	ha						

3 農地所有適格法人の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人の経営状況について

事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業の種類の区分については、農地法第6条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

5 農地所有適格法人の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（広域振興局長の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

第 号
年 月 日

農村建設課総括課長 様

広域振興局長

年度いきいき農村基盤整備計画（変更）の協議について

いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和 2 年 3 月 30 日付け農建第 529 号通知）第 5 の
2（第 6 の 2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）の可否を協議します。

注 1 関係書類として、実施要領第 5 又は第 6 に定める整備計画（様式第 1 号）、岩手県農業農村整備事業地方計画検討委員会の審議結果及び事業採択要件が確認できる資料等、農村建設課総括課長が必要と認める資料を 1 部添付すること。

注 2 計画変更の協議については、変更前と変更後を容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

参考様式第 3 号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

農村建設課総括課長

年度いきいき農村基盤整備計画（変更）の協議の回答について
年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、異存がありません。